

## 憲法

次の【事実】に含まれる憲法問題について論じなさい。(配点：50点)

### 【事実】

A 研究所は、国防政策や安全保障、戦史等に関する調査研究を行うことを目的に設立された国立研究所である。X は、A 研究所の安全保障研究部門の長として、日々、日本の安全保障政策や日本国民の危機管理などについての研究に携わるとともに、同部門に属する他の研究員の業務につき指揮監督をする立場にあった。(なお、X は、一般職の国家公務員である。)

20XX 年、安全保障に関する法律の改正をめぐって国会・世論は紛糾した。こうした中で、X は、インターネット上の X 自身のホームページにおいて、自分の職業と氏名を明らかにした上で、「安全保障に関する法律の改正に反対する声明」と題して、自身の専門的知見から、当該改正は憲法 9 条に照らして違憲であること、そして日本の安全保障政策に照らしても当該改正は決して国益にかなわないものであることなどを主張し、当該法改正に反対の立場を表明した。やがて、この声明は、A 研究所の安全保障研究部門の長の発表したものであるということもあって、一般大衆の耳目を大いに集めることとなり、これをきっかけに当該法改正反対の世論を大きく勢いづかせた。

X は上記声明を発表したことについて、国家公務員法 110 条 1 項 19 号、102 条 1 項、人事院規則（14-7）6 項 13 号に当たるとして起訴された。

### 〔参照条文〕

#### 国家公務員法 第 102 条

職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

(2 項以下略)

#### 国家公務員法 第 110 条

次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一～十八 (略)

十九 第 102 条第 1 項に規定する政治的行為の制限に違反した者

(以下略)

人事院規則 1 4 - 7

6 法第 102 条第 1 項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。

一～十二（略）

十三 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し又は編集すること。

（以下略）

民法

次の各問に答えなさい。(配点：50点)

問1 Aは、自宅を建築する目的で、Bとの間でBが所有する甲地につき賃貸借契約を結んだ。賃借権の登記はされていない。A宅の建築工事が開始した直後、CがAやBに何のこともわりもなく、甲地にプレハブを建て、居住を開始した。

(1) この場合におけるAとB、ならびにBとCの各法律関係を説明しなさい。

(2) AがCに対してプレハブの撤去と土地の明渡しを請求することの可否について論じなさい。

問2 Aは、Bに対して貸金債権をもっており、その担保としてBが所有する日本庭園(以下、乙地という)につき抵当権の設定を受けた。Aの抵当権が設定された後、Bは乙地の一角に松の木を10本植栽し、庭石をひとつ置いた。庭石は大きなものではなく、簡単に移動することができる。Aは、担保不動産競売を申し立てて、松の木や庭石のぶんの競売代金からも優先弁済を受けようと考えている。その可否について論じなさい。

## 刑法

次の【事実】における甲及び乙の罪責を論じなさい。自動車運転過失致死罪を含めて特別法違反の点を除く。(配点：50点)

### 【事実】

甲は、乙女に対して好意を抱いていたものの、いまだ友人関係にとどまっていた。ある日、友人グループで日帰り旅行に出かけた帰りに、甲が所有する自動車を乙が代わりに運転していた際、突然道路脇の草むらからA(78歳)が飛び出してきたところ、不注意によりAを轢死させてしまった。たまたま目撃者もなく、また運転する前に乙がビール缶を1缶飲んでいて、甲は、比較的裕福であり、父親が中堅企業の創業者であり、その先仕事に困ることもないこと、損害賠償等も問題ないことなどから、乙をかばうため、とっさに乙を逃がすことを決意した。そこで、甲は、乙に「すぐにここから立ち去って、帰れ。運転は、自分がしていたことにするから心配するな。」などと申し向けた。すると、乙は、その場から逃げて帰った。

甲は、すぐに110番通報をおこない、到着した警察官Bに対して、「突然飛び出してきたのだけど、ブレーキを踏んでも間に合いませんでした。同乗者は、いません。」などと供述し、その後同趣旨の供述を本件事故の捜査においてもおこない、警察官Cにより供述録取書が作成された。検察官により起訴された後、罰金100万円の刑が宣告され、確定した。

刑が確定してからしばらくして、甲は、乙の代わりに刑を受け、損害賠償等もしたことから、乙が自分に対して好意を抱き、交際してくれるのではないかと期待し、乙に連絡をとり、「今晚、事故の決着もついたことだし、お祝いをしよう。ホテルHの部屋で待っている。」などと連絡をとったところ、乙は、事故の件で脅されるのではないかと思い、事故の真相を知っている甲を亡き者にしようと考え、甲の申し出を了承し、ホテルの部屋で殺害することを決意した。甲は、乙から了承を受けたことで、すぐさま本名の「ひむらゆうき」の名前でホテルHに連絡し、部屋を予約した。夜になり、甲は、ホテルHに赴き、フロントでチェックインし、あとから連れの女性がいるからと告げ、来たら案内するように依頼した。922号室の部屋を案内され、その部屋に入り、乙がくるのを待っていた。

乙は、甲から部屋番号を聞いていなかったため、「『ひむらゆうき』の名前で予約していて、すでにチェックインしていると思うのですが、部屋は、どこでしょうか。」とたずねた。すると、フロントにいたDは、「ひむらゆうき」を「きむらゆうき」と聞き間違え、「きむらゆうき」で検索して「きむらゆうき」という名前の客がチェックインした部屋の422号室を乙に案内した。

422号室の「きむらゆうき」(以下、Eとする)は、あとから妻が来るにもかかわらず、旅の疲れと深酒により睡魔に襲われた。そこで、オートロックのドアにストッパーを噛ま

せて、施錠されないようにしてそのままベッドに横になって寝てしまっていた。そこに、乙が 422 号室にやってきて、ドアが施錠されていないので、そのまま中に入ると、ベッドに横たわっている男性が見えたが、部屋の照明がついていなかったため、これは好都合だと考えた乙は、持参したナイフで横たわっている E の背部を、殺意をもって刺突した。

乙の刺突行為により E は、深さ 8 センチメートルの刺創を負い、また背部の動脈を切断するにいたった。しかし、後の解剖の所見によると、E は、乙が刺突行為をした時点では、高血圧等によるくも膜下出血によりすでに死亡しており、動脈の切断によってもそれほど出血が認められなかった。甲は、乙の勘違いにより待ちぼうけをくってしまった。